

# 不当利得法における「使用利益」の範囲 (2)

油 納 健 一

## 【目次】

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 現行民法に至る経緯
  - 第 1 節 ボワソナード草案
  - 第 2 節 旧民法
  - 第 3 節 現行民法起草者の立場
  - 第 4 節 小括 (以上 37 卷 2 号)
- 第 3 章 民法成立後の判例・学説
  - 第 1 節 判例・裁判例
    - 第 1 款 “時間の経過による価値減耗が著しくない物”に関する判例
    - 第 2 款 最高裁昭和 51 年判決とこれより前の裁判例
    - 第 3 款 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるとした裁判例
    - 第 4 款 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めないとした裁判例
    - 第 5 款 その他の価値減耗分の賠償・返還に関する裁判例
    - 第 6 款 小括 (以上本号)
  - 第 4 章 ドイツ法
  - 第 5 章 DCFR 不当利得規定
  - 第 6 章 むすび

## 第 3 章 民法成立後の判例・学説

民法成立後の判例・学説は、以下で詳しくみるように、現行民法起草者の見解を引き継ぎ、原則的には「使用利益」返還を認める立場に立つ。

なお、本稿はそのテーマにもあるように、基本的には不当利得法における「使用利益」の範囲を検討の対象としている。しかし、我が国における従来の判例・学説は、以下で詳しくみるように、特に“時間の経過による価値減耗が著しい物”に関しては、解除法における「使用利益」の範囲のみを検討の対象としている。したがって、本章第 1・2 節の第 2 款以降は、解除法におけるそのみを扱うことをあらかじめお断りしておきたい。

## 第1節 判例・裁判例

本節では、“時間の経過による価値減耗が著しくない物”の「使用利益」については、第1款で概略を示すにとどめ、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるかについては、第2款以降で検討することにする。

### 第1款 “時間の経過による価値減耗が著しくない物”に関する判例

“時間の経過による価値減耗が著しくない物”について判例は、民法189条1項の適用を認め「使用利益」の返還を否定する判例もあるものの、この判例は限定的に解されており、不当利得に基づく不動産の「使用利益」返還が問題となる場合には、返還義務の範囲を賃料相当額とし<sup>(33)</sup>、金銭の「使用利益」返還の場合には、法定利率による利息相当額とする傾向にある<sup>(34)</sup>。

また、解除に基づく不動産と金銭の「使用利益」返還についても、同様に捉えているように思われる<sup>(35)</sup>。

---

(33) 大判大正11年5月4日民集1巻235頁・評論11巻諸法193頁、大判昭和11年5月26日民集15巻998頁、大判昭和18年2月18日民集22巻91頁、最判昭和35年9月20日民集14巻11号2227頁、東京地判昭和48年7月11日判時738号80頁、東京地判平成4年12月24日判時1474号106頁、最判平成12年4月7日判時1713号50頁。

(34) 福岡高判昭和33年1月31日高民集11巻1号44頁、最判昭和41年4月26日民集20巻4号849頁。なお、返還義務の対象を運用利益としたものとして、最判昭和38年12月24日民集17巻1720頁がある。

(35) 大判昭和11年5月11日民集15巻10号808頁、最判昭和34年9月22日民集13巻11号1451頁。

なお、これらの判決と前掲注(33)・(34)で挙げた諸判決の詳細は、拙稿「不当利得に基づく『使用利益』返還論の現状と課題(1)～(3・完) ー現行民法典成立後の判例・学説を中心にー」山口経済学雑誌56巻1号100頁以下、2号97頁以下、106頁以下(2007年)を参照。

第 2 款 最高裁昭和 51 年判決とこれより前の裁判例

1 “時間の経過による価値減耗が著しい物”については、まず、以下で詳しくみる最高裁昭和 51 年判決 ((5) 判決) とこれより前に出された下級審判決 ((1) ~ (4) 判決) からみていくことにしよう。

(1) 東京高判昭和 26 年 10 月 27 日民集 6 卷 11 号 1184 頁

【事実の概要】 村長選挙の選挙人である X が、当選人である Y の選挙費用が制限額を超過していることを理由に、公職選挙法に抵触しているとして選挙の無効確認を求めた。拡声機の「使用利益」が選挙費用に加算された場合、選挙費用が制限額を超過するかが争われたようである。

【判旨】 請求棄却。

「わずかに問題を生ずるは右時間に対応する拡声機の使用利益であるが、証人矢ヶ崎賢次、中村喜平の証言によれば、拡声機の使用料は時価によるべきものであつて、和田村選挙管理委員会においては一日の使用時間を 8 時間として一日金 1,100 円と見積り、なお一時間をますごとにその 8 分の 1 ずつを加算することとなした事実を認めうべく、又、証人角竜友久の証言によれば、同人等は、本件運動をなすに当り本件拡声機を借賃 2 日間を通じ金 1,000 円で上田市所在唐沢ラヂオ店から借り入れ、又金 400 円の謝礼を払つて小林技師にトラックに同乗の上これが操作をして貰つた事実が認められるので、一日の使用料を金 1,100 円 (一時間当り金 137 円 50 銭) とし、被告の使用時間を合計 4 時間としても、(4 時間以上である証拠はない。) その被告の選挙費用に加算さるべき金額は金 550 円にすぎぬものというべきである。」<sup>(36)</sup>

---

(36) 本件は上告されたが、上告審 (最判昭和 27 年 12 月 12 日民集 6 卷 11 号 1184 頁) では、拡声機の「使用利益」について触れられていない。

（2） 東京地判昭和 33 年 8 月 14 日下民集 9 卷 8 号 1602 頁

【事実の概要】 XはYに対して昭和 30 年 11 月 18 日に、ロードローラー 1 台を売却した。その契約の内容は、代金は 145 万円（時価）で分割払い、引渡期日は同年 12 月 5 日、Yが債務の履行を一部でも怠った場合Xは催告なしに契約を解除できる、というものであった。

Xは約定期日にこれを引き渡した後、Yが代金の一部を支払わなかったため、XはYに対して、昭和 31 年 7 月 8 日着の書面で契約解除の意思表示をした。また、Xは、本件ロードローラーの返還だけでなく、損害賠償としてYの使用によって毀損した減損価額 58 万円（代金の 4 割相当）及び不当利得としてYが使用した期間の相当賃料額 86 万円（1日4千円の 215 日分）の合計 144 万円から、受領済代金 65 万円控除した残金 79 万円を請求した。

Yは、解除に関する特約の不存在などを抗弁した。

【判旨】 一部請求認容。

解除に関する特約は認められ、ロードローラーの使用による減損価額はXが主張する 58 万円である。この減損価額分の損害賠償については、「・・・Xは、右減損価額に相当する金 58 万円の支払をYに対して損害の賠償として請求する旨主張するのであるが、特にその根拠につき何等主張立証するところがない。しかしながら売買契約の解除による原状回復のためにする目的物の返還は、そもそも原状回復が始めから当該売買契約のなかつたと同一の状態に復帰せしめることを目的とするものであることに鑑みれば、売買契約の目的物が毀損されてその価額を減少している場合においては、それが原状回復義務者の責に帰すべき事由によるものであるかどうかにかかわらず、売買契約に基く引渡当時の価額のものとして、すなわち現物にその減損価額に相当する金額を加えてなされなければならないものと解すべきであるから、Xは本件物件の減損価額に相当する金 58 万円の支払を、Yに対して損害賠償として請求するという法律上の見解にとらわれることなく、Yに対する右金額の請求は契約解除に基く原状回復義務の履行を求めるものとして認

容すべきである。」と判示。

つづいて、「使用利益」については、「Yが売買契約に基きXから本件物件の引渡を受けた昭和30年12月5日から本件物件に対し上述のような仮処分  
の執行がなされた昭和31年7月7日まで215日間本件物件を使用収益した  
ことは、当事者間に争がないところ、売買契約の解除によりその目的物を返  
還すべき原状回復義務を負う者は、その物の使用による利益をも返還しなけ  
ればならないものと解すべきであり、本件の場合においては、Yが右のごと  
く215日間本件物件を使用したことによる利益は本件物件の相当賃料額を基  
準として算定されるべきである。」と判示。

さらに、相当賃料額については、Xは相当賃料額を1日4千円とするが、  
これは昭和32年7月当時の取得金額を200万円と見積もった上で、この200  
万円を基礎にして算出したものである。しかし、昭和30年12月5日から昭  
和31年7月7日までのYの使用期間中において本件物件の取得価額が200  
万円であったことを認めうる証拠はないため、取得価格はXがYに売り渡し  
た代金額である145万円を超えないものとみざるを得ない。「そこで一般取  
引界における本件物件の一日当りの相当賃料額が金3千円前後であるとの証  
人北峰正雄の証言によつて、昭和30年12月5日から昭和31年7月7日ま  
で当時における本件物件の相当賃料額を一日当り金3千円の割合で215日分  
として合計金64万5千円と算定する。」

ところで、YがXに対してすでに支払った代金の一部65万円については、  
「民法第545条の規定によれば契約解除の場合において相手方に対し原状回  
復を請求する当事者の一方が相手方に返還すべき金銭については、その受領  
の時から利息を附することを要するのであり、本件においては、その利率  
は売買契約が商事売買に当ることの明らかなところから商法に定める年6分  
によるべきものである。」

(3) 長崎地判昭和40年9月6日下民集16卷9号1391頁

**【事実の概要】** 自動車販売業者 X は採石業者 Y1 に対して、ダンプカー 1 台を割賦販売により売却し、この契約の中で、割賦金の支払を怠った場合には、期限の利益を失い残額を一時に支払う旨及び X は催告なしに契約を解除できる旨を特約した。また、X は Y1 に対し、以上の契約とほぼ同様の内容でトラック 3 台を追加売却した（以下では、これらダンプカーとトラックを総称して本件自動車と記す）。

Y2・Y3 は、これらの割賦販売契約に基づく債務につき X に対して連帯保証債務を負担すべきことを約諾した。

その後、Y1 は割賦金の一部を支払ったが、後に支払を怠るようになったため、割賦販売契約は X によって解除され、Y1 は本件自動車を X に返還した。また、X は、Y1 の本件自動車の通常の使用料は、減価償却額と必要な修理費の合計額であるとし、この合計額から支払済代金を控除した金額を Y らに対して請求した。

**【判旨】** 一部請求認容。

割賦販売契約は適法に解除され、この「解除に伴い割賦販売法第 6 条の規定による損害の賠償を求め得るところ、X は右各自動車について同条第 1 号に規定する使用料相当の損害賠償を求めらるるので、先ずこの点について判断する。

惟うに、自動車の賃料、すなわち使用料は、自動車の使用収益の対価として支払われるものであるから、当該自動車の価格（投下資本）に対する適正利潤と必要経費とを合計したものであつて、その算出の方式は、

賃料＝適正利潤（価格×期待利廻り）＋減価償却額＋公租公課＋管理費用  
によるのが相当である。そして、期待利廻りは通常商事法定利率によるのが相当であり、減価償却額は、自動車が性質上損耗の甚しいものであることを考慮し、耐用年数を四年として定率法によつて算出するのが相当であると考えらる。また、管理費用とは、通常財産を保管してその経済上の用途に適合させるために要する一切の費用を指称するが、使用料が物に対する使用収益の対価であることに思いを致すならば使用料算定の基礎となる管理費用は、特

別の事情の存しない限り遅くとも使用者がその物の使用を止めるまでに生じたものでなければならないこと当然である。」

(4) 東京地判昭和 45 年 7 月 17 日判時 616 号 81 頁

【事実の概要】 XはAに対して、X所有の自動車1台（以下では、本件自動車と記す）を、代金76万余円で売却した。代金の支払については、頭金は11万余円、残金64万余円は分割払い、自動車の所有権については、代金完済までXに留保することが合意されていた。なお、この売買契約以前に自動車登録原簿になされた登録名義人はXであり、現在もX名義のままである。

本件自動車をBから代金27万円で購入したYは、所有権を取得できないことを知らないまま購入以来約1年3か月間占有を継続していたが、所有権を取得できないことを知った後にこれを他に処分した。

Xは、Aからの支払が滞っていること、Yの処分により本件自動車を発見できずこの返還請求が不能となったことから、Yに対して所有権侵害を理由に損害賠償を請求。この請求の内容は、不法占有中の値下がり分9万5千円及び本件自動車の返還請求が不能となった時の本件自動車の価格37万円の合計46万5千円、返還請求不能時以降から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金である。

これに対してYは、即時取得により本件自動車の所有権を取得したことなどを抗弁した。

【判旨】 一部請求認容。

自動車登録原簿への登録が物権変動の対抗要件となるから、登録済自動車については民法192条の適用はなく、本件自動車の所有権はXに留保されたままである。

「そうだとすれば、Yは本件車両の占有期間中その所有権を取得できないことについて善意（過失の有無は関係がない。）であったから、その間の使

用による利益（果実）は民法第189条第1項によりこれを取得しうる筋合である。期間経過に伴う車両価格の下落による差額は、右使用利益の価額を超えないものと解するが相当である。したがって、右期間中の原告の損害賠償請求は失当である。」

しかし、Yは本件自動車の所有権を取得できないことを知った後に他に処分したのであるから、この処分によりXが本件自動車を回復できなくなったことによる損害を賠償する義務がある。

したがって、Yの帰責事由により本件自動車に対するXの所有権を侵害し、37万円の損害を与えたことになるから、この損害金及び損害発生の中から支払済まで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

（1）判決は、選挙費用の算出のため「使用利益」の算定が問題とされた特殊な判決である。この判決は「使用利益」を、実際に支払われた1,000円ではなく、1日（8時間）の賃料相当額（1,100円）と使用時間（約4時間）から算出した金額550円としたことから、「使用利益」は拡声機の賃料相当額より算定されているといえ、この賃料相当額が拡声機の価値減耗分を含んでいるかが重要となろう。

昭和20年代における拡声機の価格は必ずしも明らかではないが、1日の使用料1,100円というのはかなりの高額であることから、ここでの賃料相当額は拡声機本体の価値減耗分を含むといえる。“時間の経過による価値減耗が著しい物”の賃貸借において、その賃料が価値減耗分を考慮に入れて算定されるのが通常であることからすると、（1）判決が算定基準とした賃料相当額が価値減耗分を含んでいる点について特に異論があるとは考えられない。

したがって、（1）判決は、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるものといえよう。

つぎに、（3）判決は、減価償却額を含む数式を用いていることから、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めることを明らかにした判決といえる。ま

た、この判決からは、賃料に基づいて「使用利益」を算定する場合、価値減耗分にとどまらず、適正利潤・公租公課・管理費用も、「使用利益」の範囲に含まれることが明らかとなる。

さらに、(4) 判決は、民法 189 条 1 項における「使用利益」を扱った判決であり、「期間経過に伴う車両価格の下落による差額は、右使用利益の価額を超えない」として、価値減耗分の返還を認めなかったことから、(1)・(3) 判決と同様、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるものといえる。

これらに対して、(2) 判決は、解除に基づく「使用利益」の返還が問題とされた判決であり、原状回復義務の履行として本体の価値減耗分に相当する金額の支払と、「使用利益」の返還を区別して命じていることから、一見、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めないとした判決のようにみえる。

しかし、(2) 判決は、「使用利益」を賃料相当額に基づいて算定するところ、代金 145 万円のロードローラーの年間賃料相当額を 109 万 5 千円 (1 日 3 千円から算出) とすることからも明らかのように、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含むものといえる。

そうだとすれば、価値減耗分 58 万円と「使用利益」64 万 5 千円の返還を認めた (2) 判決は、原状回復義務者 Y に価値減耗分を二重払させることになる。

このように、「使用利益」の範囲につき (1)・(3)・(4) 判決と (2) 判決の間に一貫性がない、(2) 判決が価値減耗分を二重払させる問題を引き起こしている、という問題点が浮き彫りとなった。

また、(1)・(2)・(3) 判決は、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めた上で、価値減耗分の返還を認めるものの、(4) 判決は、所有者に帰責性がなかった事案であるにもかかわらず、民法 189 条 1 項の適用を認め、価値減耗分の返還を認めなかった判決であり、価値減耗分の返還の可否という点でも一貫性がない。

これらの問題点は、「使用利益」の範囲が未確定である点に原因があると考えられる。

2 その後、最高裁として、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の「使用利益」を扱ったのが、つぎの（5）判決である。

（5） 最判昭和51年2月13日民集30巻1号1頁

**【事実の概要】** 中古自動車販売業者Yは訴外Bから中古自動車（以下、本件自動車と記す）を購入し、その後買主Xに代金57万5千円で転売した。しかし、本件自動車は訴外Aが所有権留保特約付で割賦販売したものであって、その登録名義も訴外Aのままであり、訴外Bは処分権限を有していなかった。そこで訴外Aは、留保していた所有権に基づき本件自動車を執行官の保管とする旨の仮処分決定を得てその執行をしたため、本件自動車はXから引き揚げられた。Xの本件自動車の占有期間は約1年間であった。

Xはこの仮処分の執行を受けて、はじめて本件自動車がYの所有に属しなかったことを知り、Yに対して、民法561条により本件売買契約を解除する旨の意思表示をし、支払済み代金57万5千円の返還と契約解除の日の翌日から完済に至るまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を請求。

第一審は、Xの請求を認容した。

これに対してYは、Xには本件自動車の返還と「使用利益」返還の義務があるため、「使用利益」30万4千円をXの請求から控除することなどを求めて控訴した。

また、控訴審の第一回口頭弁論期日において、裁判長より「使用利益の控除」に関する法的根拠を求められたため、Yはつぎのように説明する。すなわち、本件自動車を現実に使用してその使用・収益を享受してきたため、Xには「使用利益」返還義務がある。Xは「使用利益」を得た反面、これに相当するかあるいはそれ以上に本件自動車の価値を減少させたといえるから、この価値減少分だけYに損害を与えたことになる。自動車のように、年々の

減価が激しく、かつ他から借りたとしても高額賃料を支払わなければ借りられないものについては、買主の「使用利益」は莫大であり、Yが得た売買代金に対する法定利息とは最初から釣合いがとれないものである。民法立法当時や大審院時代には予想もされなかった社会情勢の激変に対応して実質的意味での公平に徹するとすれば、Yの得た利息とXの得た「使用利益」との間に均衡がとれないような場合には、実質的見地から具体的公平を考え、「使用利益」の返還を命じなければならない。Xが本件自動車を返還できないのであれば、解除当時における原物の時価相当額 27 万 1 千円と「使用利益」30 万 4 千円の合計 57 万 5 千円を返還しなければならない。なお、本件自動車と同程度の自動車を、福岡県貸自動車協会の会員業者より借りる場合は、一カ月 4 万円のレンタカー料となり 1 年で 48 万円となるから、Xはこれだけの「使用利益」を得たことになるが、Yは本件自動車の価値減少分に相当するXの「使用利益」のみの請求で我慢する、と。

原審は、第一審と同様にXの請求を認めた上で、Yが求めた控除については次のように判示し、これを否定した。すなわち、「使用利益」返還義務は、いわゆる原状回復義務に基づく一種の不当利得返還義務にほかならず、「使用利益」の償還を求めるには、法律上の原因のない相手方の利得と、これに対応する自己における損失が必要であると解するのが相当であり、Aに損失があるのに対しYにはなかった、と。

Yは主としてつぎの理由により上告した。すなわち、民法は契約解除について契約当事者双方に契約時の状態に復帰させることを法の理想としているが、原判決によれば、Xは代金に遅延損害金を付けて返還させても、「使用利益」を返還する必要がないことになり、法の要請と逆の結果をもたらすことになる、と。

**【判旨】** 破棄差戻し。

本件自動車の返還不能がXの帰責事由ではなくYのそれによって生じたものであるときは、Xは、目的物の返還に代わる価格返還の義務を負わないの

に対して、「使用利益」については返還義務を負う。

すなわち、民法 561 条に基づく解除であっても、目的物の引渡を受けていた買主は、原状回復義務の内容として「使用利益」を売主に返還する義務を負う。なぜなら、解除によって売買契約が遡及的に効力を失う結果として、契約当事者に当該契約に基づく給付がなかったと同一の財産状態を回復させるためには、買主が引渡を受けた目的物の「使用利益」をも返還させる必要があるのであり、売主が、目的物につき使用権限を取得しえず、したがって買主から返還された「使用利益」を正当な権利者からの請求により究極的には保有し得ないことになるとしても、この結論は左右されない。

したがって、原判決を破棄し「使用利益」を算定させるため差し戻す。

この（5）判決は「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めたものと、一般的に理解されている<sup>(37)</sup>。この理由は、Yが自動車の価値減耗分を「使用利益」として請求したことを受けて、（5）判決が「使用利益」の返還を認めたことによるものと思われる。

しかし、（5）判決は、確かに従来判例<sup>(38)</sup>を踏襲し「使用利益」の返還を認めたものの、「使用利益」を算定させるために原審に差し戻していることから、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めることを認めたかは必ずしも明らかではない。（5）判決は、原審がYに損失なしとして「使用利益」返還請求を認めなかった部分を破棄したのであり、「使用利益」の範囲については原審で審理検討せよと判断したとも読みとれるからである。

また、（5）判決の調査官解説には、「本判決は、以上のような考慮のもとに、Yの原状回復義務の内容として、使用利益の返還義務を認めるべきであるとしたものであり、使用利益の具体的算定方法は今後の課題として残され

---

(37) たとえば、谷口知平「判批」民商法雑誌 75 巻 4 号 179 頁。

(38) 前掲注 (35) 参照。

ている」と述べられている<sup>(39)</sup>。判例は、前述したように、“時間の経過による価値減耗が著しくない物”については「使用利益」の具体的算定方法を賃料相当額又は法定利率による利息相当額に依るものとする事から、(5)判決の調査官解説が「使用利益」の具体的算定方法につき今後の課題とするのは、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の「使用利益」算定方法を指すものといえよう。

さらに、以下で詳しくみるように、(5)判決以降の判例・裁判例も、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含むかについて一貫していない。

以上からすると、(5)判決は、「使用利益」の返還を認める判例の踏襲を確認したにとどまり、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるかは未だ明らかにしていないとも評価できる。

それでは、(5)判決以降に出された判決が、「使用利益」の範囲につき、いかなる判断を下していったか、以下でみていくことにしよう。

### 第3款 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるとした裁判例

まず、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるのは、つぎの(6)・(7)・(8)判決である。

#### (6) 東京地判昭和61年10月30日判時1244号92頁

【事実の概要】 訴外Aは、診療所を新規開設するため必要な医療機器につきリース会社Xからリースを受けることとなった。その際、Aと医療機器販売業者Yの代表者Bは、YがXにこの医療機器を仕切価格(卸価格)の倍額以上で売却して、その仕切価格と売買価格との差額をAにバックリベートするように企てた。

---

(39) 島田禮介「判解」最判解民事篇昭和51年度7頁(1979)。また、「使用利益」の算定根拠が差戻審の重要な争点になると指摘するものとして、野口恵三「判批」NBL116号47頁。

その後Yは、仕切価格の倍額以上の金額を見積もりとして提示した上でこの金額が適正であると説明した。Xはこれを信じ、Yと医療機器の売買契約を締結し、この金額を売買代金として支払った。

Xは、Yの詐欺に気づき、本件売買契約を取消す旨の意思表示を行った上で、取消による不当利得返還請求権に基づき、XがYに支払った売買代金の返還などを求めた。

これに対しYは、本件売買契約が取消された場合、XがAから取得したりース料をYに利得として返還しなければならない、などと抗弁した。

**【判旨】** 一部請求認容。

本件売買契約の取消は認められ、Xの売買代金返還請求等は認容されるべきである。また、「ファイナンス・リース契約においては、サプライヤーからリース会社が目的物件を買い取り、これをリースする方法がとられており、したがって、売買契約とリース契約とは密接に関連する契約である。その売買契約が意思表示の瑕疵によって、取り消された場合、リース会社がリース契約に基づいて受領したリース料は、目的物件の使用による利益というべきであり、したがって、民法545条1、2項の類推適用により、売買契約の取消に基づく不当利得返還義務（実質的には原状回復義務）の内容として、サプライヤーに対し、右利得を返還する義務があると解するのが相当である」、と判示し、YのXに対するリース料の返還請求を認容した。

（7） 最判平成12年6月27日民集54巻5号1737頁

**【事実の概要】** Xは、バックホー（土木機械）（以下、「本件バックホー」と記す）を所有していたが、平成6年10月末ころ、訴外Aらにこれを盗取された。Yは平成6年11月7日、無店舗で中古土木機械の販売業等を営む訴外Bから、本件バックホーを300万円で購入し、その代金を支払って引渡しを受けた。右購入につき、Yは善意・無過失であった。

平成8年8月8日、Xは、Yに対して本件訴訟を提起し、所有権に基づき

本件バックホーの引渡しを求めるとともに、本件バックホーの使用利益相当額（一箇月 45 万円の割合により計算した額）の支払を請求。Y は、右金員の支払義務を争うとともに、民法 194 条に基づき、X が 300 万円の代価の弁償をしない限り本件バックホーは引き渡さないと抗弁。

第一審判決は、Y に対して、(1) 300 万円と引換えに本件バックホーの引渡しを命じるとともに、(2) 民法 189 条 2 項に基づき、Y には本件訴え提起の時から物の使用によって得た利益を不当利得として X に返還する義務があるとして、平成 8 年 8 月 21 日から右引渡済みまで一箇月 30 万円の割合による金員の支払を命じた。

Y が控訴をし、X が附帯控訴をしたが、第一審判決によって右金員の支払を命じられた Y は、その負担の増大を避けるため、本件が原審に係属中である平成 9 年 9 月 2 日に、代価の支払を受けないまま本件バックホーを X に引き渡し、X はこれを受領した。そこで、(1) X は、引渡請求に係る訴えを取り下げた上、Y に対して不当利得返還請求権に基づく本件バックホーの使用利益（一箇月 40 万円の割合により計算した額）の返還などを求め、(2) Y は X に対して反訴を提起し、民法 194 条に基づく代価弁償として 300 万円の支払と、本件バックホーの引渡日の翌日である平成 9 年 9 月 3 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金等の支払を求めた。

原審は、占有者が民法 194 条に基づく主張をすることができる場合でも、代価が弁償されると物を返還しなければならないのであるから、本権者から提起された返還請求訴訟において本権者に返還請求権があると判断されたときは、占有者は、民法 189 条 2 項により本権の訴え提起の時から悪意の占有者とみなされ、民法 190 条 1 項に基づき果実を返還しなければならない。したがって、Y は、本件訴え提起の時から引渡しの日まで本件バックホーの果実である使用利益の返還義務を負い、一箇月 22 万円の割合による金員を支払わなければならない。また、X は民法 194 条に基づき、Y に対して代価 300 万円及びこれに対する反訴状送達日の翌日である平成 9 年 11 月 18 日か

ら支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員を支払わなければならない、などと判示した。

これに対してYは、果実・使用利益を返還しなければならないとする原判決の解釈は、即時取得の際の本権者保護規定（民法193・194条）の趣旨に反し、全体としての即時取得制度に反する結果を招くこと、Yの使用利益返還のみを肯定しXの運用利益返還を否定するのは不公平であり、民法575条のような利益調整をはからなければならないこと、などを理由に上告した。

**【判旨】** 一部破棄自判、一部上告棄却。

「盗品又は遺失物（以下「盗品等」という。）の被害者又は遺失主（以下「被害者等」という。）が盗品等の占有者に対してその物の回復を求めたのに対し、占有者が民法194条に基づき支払った代価の弁償があるまで盗品等の引渡しを拒むことができる場合には、占有者は、右弁償の提供があるまで盗品等の使用収益を行う権限を有すると解するのが相当である。けだし、民法194条は、盗品等を競売若しくは公の市場において又はその物と同種の物を販売する商人から買い受けた占有者が同法192条所定の要件を備えるときは、被害者等は占有者が支払った代価を弁償しなければその物を回復することができないとすることによって、占有者と被害者等との保護の均衡を図った規定であるところ、被害者等の回復請求に対し占有者が民法194条に基づき盗品等の引渡しを拒む場合には、被害者等は、代価を弁償して盗品等を回復するか、盗品等の回復をあきらめるかを選択することができるのに対し、占有者は、被害者等が盗品等の回復をあきらめた場合には盗品等の所有者として占有取得後の使用利益を享受し得ると解されるのに、被害者等が代価の弁償を選択した場合には代価弁償以前の使用利益を喪失するというのでは、占有者の地位が不安定になること甚だしく、両者の保護の均衡を図った同条の趣旨に反する結果となるからである。また、弁償される代価には利息は含まれないと解される所、それとの均衡上占有者の使用収益を認めることが両者の公平に適うというべきである。

これを本件について見ると、Yは、民法 194 条に基づき代価の弁償があるまで本件バックホーを占有することができ、これを使用収益する権限を有していたものと解される。したがって、不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権に基づく X の本訴請求には理由がない。」

(8) 名古屋地判平成 18 年 6 月 13 日 (LEX/DB 文献番号 25462528)

**【事実の概要】** 中古自動車の販売及び輸出入等を業とする X 会社は、自動車オークションにおいて同業の Y 会社が出品した 1998 年式とされる自動車（以下では、本件自動車と記す）を 169 万 2600 円で購入し引渡しを受けたところ、同自動車は 2 台の異なる車両をつなぎ合わせた接合車であり、本件売買で表示された年式、車台番号、シリアル番号の自動車の車体部分はリアゲート支柱付近のみで、それ以外の車体部分は、1996 年式のまったく別の自動車であった。

そこで X は、売買の目的物で契約時に表示されていた自動車の性状に錯誤があり、売買契約は要素の錯誤により無効であるとして、不当利得返還請求権に基づいて売買代金 169 万 2600 円、修理費用 49 万余円、改造費用 26 万余円の合計 245 万余円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 6 分の割合による利息の支払を請求。

これに対して、Y は、「X は、本件自動車の引渡しを受けた平成 15 年 8 月 29 日から平成 17 年 6 月 15 日までの 1 年 9 か月余りの間、本件自動車を使用することができたもので、その間の走行距離は 1 万 2334 キロメートル以上に達しており、かかる使用利益を金銭に換算すれば、1 か月 (30 日換算) 46 万 2000 円のレンタカー料金に相当し、X の本訴請求額を超えていることは明らかであるところ、X は、Y に返還を求めうる対価分の利益を既に獲得済みである。かかる使用利益は X に対して不当利得により返還を求めうるものであるところ、Y は使用利益の返還請求権をもって X による本訴請求債権と対当額で相殺する旨の意思表示をするから、X は代金等を返還請求できな

い、などと抗弁。

これに対し、Xは、「本件で錯誤無効の対象となる契約は売買契約という交換型契約であって、賃貸借契約のような利用を媒介とする契約ではないところ、交換型契約が無効とされた場合に返還が問題とされる利得は交換された給付そのものであって、使用価値ではないことから、本件自動車の使用利益が不当利得として返還の対象となるものではないというべきである。」と再抗弁した。

**【判旨】** 一部請求認容。

錯誤により本件売買契約は無効であり、YはXに対して売買代金を返還しなければならない。使用利益については、「売買契約のような交換型契約が無効となり又は取り消された場合の、いわゆる給付利得型の不当利得において、目的物の引渡しを受けた買主が返還の対象となる目的物から果実や使用利益を得たときは、民法189条1項により、かかる果実や使用利益を返還することを要しないと解するのが相当であり、使用利益の返還請求権があることを前提とする相殺の主張は理由がないというべきである。なお、民法189条の規定は給付利得型の不当利得には適用されないとの考えもあるが、そうした立場においても民法575条の類推適用により代金の返還を受けるまでは果実や使用利益の返還を不要とする点では一致しており、いずれにしても理由がない。」

「Xが返還を求める修理費用及び改造費用のうち、必要費に当たると考えられるものは、エアコン修理及び点検整備、助手席側パワーウィンドウ修理、アライメント測定及び調整、ワイパーモーター交換に要した32万0019円ほどであるが、買主が返還の対象となる目的物から果実や使用利益を得たときは、民法196条1項ただし書により、通常必要費は占有者が負担すべきであり、かかる通常必要費の返還請求は認められないというべきである。

その余の修理費用及び改造費用については、・・・本件自動車の客観的な価格を高めるものとはにわかに認め難い上、仮に価格を高める要素があった

としても、その価格の増加がなお現存しているものとは、本件全証拠を総合しても認めるに足りず、有益費としての返還請求も認められないというべきである。」

まず、(6) 判決は、リース料は「使用利益」というべきと判断している。リース料は本体の価値減耗分を含めて算出される料金であるから、(6) 判決は、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含むとした判決といえる。

つぎに、(7) 判決の第一審・原審は、「使用利益」返還義務を肯定し、「使用利益」としてそれぞれ一箇月 30 万円と 22 万円の支払を命じている。目的物の価格が 300 万円であることを考慮すると、一箇月 30 万円・22 万円という金額は、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含むものといえよう。

また、(7) 判決は、価値減耗分の返還を否定する理由として、占有者は「弁償の提供があるまで盗品等の使用収益を行う権限を有する」ことを挙げるにすぎないから、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めたとまではいえないであろう。

最後に、(8) 判決は、民法 189 条の適用や 575 条の類推適用により、占有者の「使用利益」返還義務を否定している。所有者が価値減耗分を請求しているのに対して、(8) 判決は、民法 189 条の適用や 575 条の類推適用によりこの請求を否定していることから、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるものといえる。

#### 第 4 款 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めないとした裁判例

つぎに、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めないのは、以下の(9)・(10)判決である。

(9) 広島高判平成 7 年 2 月 22 日判タ 903 号 150 頁

【事実の概要】 X は Y 会社から船舶（以下、本件船舶と記す）を買い受

けて代金 3700 万円を支払ったが（以下、本件売買契約と記す）、以下の理由から本件船舶の所有権を取得できなかった。

すなわち、YはXとの売買に先立ち、山口地裁の仮処分により選任された訴外A会社の代表取締役職務代行者である訴外Bから本件船舶を買い受けたが、この売却がAの常務に属さないため山口地裁の許可を要したにもかかわらず、その許可を得ていなかった。

Aは、Xらに対して本件船舶の所有権移転登記抹消と引渡等を求める訴えを提起し、この移転登記抹消と引渡を求める部分につき勝訴し、同判決は確定した。その後、XはYに対して民法561条に基づき本件売買契約を解除する意思表示をした。

そこで、XはYに対してつぎのように請求。すなわち、本件売買契約の解除により、Yに対して代金と利息額の合計額を民法545条1項・2項に基づき原状回復請求できるところ、仮にXが本件船舶の使用利益返還義務があるとしても、Xはその合計額から使用利益額を控除した額を請求できることになる。したがって、XはYに対して本件売買契約の解除による原状回復として、この控除後の額及び遅延損害金の支払を求める、と。

これに対して、YはXに対し、Xが取得した「使用利益」は代金と利息額の合計額よりも多い金額であり、XのYに対する本件売買契約の代金及び利息返還請求債権を受働債権、YのXに対する使用利益返還請求債権を自働債権として、対当額において相殺すると抗弁した<sup>(40)</sup>。

**【判旨】** 一部請求認容。

「本件のように、民法561条に基づき売買契約の解除がなされた場合であっても、同法545条1、2項所定の現状回復義務が生じることは当然であるから、本件売買契約の売主であるYは、買主であるXに対し、本件船舶の売買代金3700万円と右代金支払日の翌日から本件売買契約が解除された平成

---

(40) 判タ903号150頁以下において、(7)判決の原審に関する記述は見受けられない。

元年 6 月 30 日までの商事法定利率年 6 分の割合による利息金の合計金を返還すべき義務があることは明らかである。」

そして、X が Y に対し、本件船舶の売買代金 3700 万円を昭和 44 年 11 月 7 日から昭和 45 年 2 月 28 日まで 9 回にわたり分割払いし、右各支払日から商事法定利率年 6 分の割合による利息を計算すると、平成元年 6 月 30 日現在の元利合計が 8028 万 3043 円となることは、当事者間に争いがない。

「ところで、売買契約が解除された場合に、目的物の引渡しを受けていた買主は原状回復義務の内容として、解除までの間目的物を使用したことによる利益を売主に返還すべき義務を負うものであり、この理は、民法 561 条に基づき売買契約が解除された場合についても同様であると解される（最高裁判所昭和 51 年 2 月 13 日第二小法廷判決、民集 30 卷 1 号 1 頁参照）。

そして、右買主が返還義務を負う目的物の使用利益の具体的算定方法については、売買契約の解除に基づき売主が原状回復義務として負担する売買代金と支払時以降の利息との均衡から決せられるべきであり、その観点からすると、売買目的物の利用により上げることのできた総利益の中から人件費、維持費等の必要経費を控除した純利益をもって右使用利益として算定するのが相当である。」

これを本件についてみるに、X が本件船舶を昭和 44 年 11 月 29 日から昭和 63 年 10 月末日までに使用したことは当事者間に争いがなく、証拠及び弁論の全趣旨によれば、X は、本件船舶の運航により、昭和 44 年 11 月 29 日から昭和 57 年 9 月 30 日まで合計 5691 万 2143 円の使用利益（運航収入から必要経費を控除したもの。）を上げたこと、昭和 57 年 10 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで合計 734 万 6980 円の使用利益を上げたことが認められる。そうすると、昭和 44 年 11 月 29 日から昭和 62 年 3 月 31 日までの控訴人の本件船舶による使用利益は、8 万 9337 円の赤字分を控除することとし、合計 6416 万 9786 円（5691 万 2143 円 + 734 万 6980 円 - 8 万 9337 円 = 6416 万 9786 円）と認めるのが相当である。そして、昭和 62 年 4 月 1 日から昭和 63

年10月末日までの本件船舶の使用利益については、5年間の平均月額12万2449円（734万6980円÷60月＝12万2449円）により算定した232万6531円（12万2449円×19月＝232万6531円）と認めるのが相当であり、以上を合計すると6649万6317円（6416万9786円＋232万6531円＝6649万6317円）となる。

弁論の全趣旨によれば、YはXに対し相殺の意思表示をしたことが認められ、Yらの相殺の抗弁は理由があり、Xの請求は、Xの使用利益が控除された限度において理由がある。

(10) 東京地判平成25年4月24日（LEX/DB 文献番号25512431）

【事実の概要】 Xらは車検に用いる検査機械を調達するために競争入札を実施し、Yら及びAとの間で検査機械の製造請負契約（以下、本件契約と記す）を締結した（数千万円の契約がYら及びAと個別にしかも繰り返しているためか、代金総額は明らかにされていない）。しかし、Yら及びAは落札すべき者と落札価格をあらかじめ談合により決定していた。

そこで、XらはYらに対し、談合が行われていた間に締結された本件契約は全て公序良俗に反して無効であることなどを理由に、不当利得に基づき、XらがYらに支払った代金から納入された検査機械の客観的価格としてXらが自認する額を控除した額及び同額から更に消費税相当額を控除した額に対する代金の支払日の翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による民法704条前段の利息を請求。

これに対してYらは、つぎのように抗弁した。すなわち、談合行為それ自体が公序良俗に反するとしても、本件契約が直ちに無効になるものではない。また、仮に本件契約が無効であれば、YらはXらに対して、所有権又は不当利得に基づき、納入した検査機械及びその使用利益の返還を求めることができる。具体的には、Xらは、Yらから納入を受けた検査機械の返還義務を負うほか、X1は検査機械1台当たり毎月45万8000円の利益を、X2は1台当

たり毎月 266 万 8000 円の利益をそれぞれ上げているから、平成 24 年 3 月末日までの使用利益相当額として、X1 は、Y1 に対して 16 億 8269 万 2000 円の、Y2 に対して 6 億 5036 万円の、X2 は、Y1 に対して 40 億 8870 万円の、Y2 に対して 36 億 8984 万 4000 円の各支払義務を負っている。そして、YらがXらに対して返還を求めることのできる検査機械及びその使用利益と当該検査機械に係る製造請負契約の契約代金とは、対価関係を有し、牽連性を有するから、Yらは、Xらの本件各契約に係る契約代金の返還請求に対して同時履行の抗弁を主張する、と。

これに対して、Xらは、検査機械はXらの事務所の建物と付合しており、Xらはその所有権を取得したから、検査機械の返還義務を負わず、これに係る使用利益の返還義務も生じない、などと再抗弁。

**【判旨】** 一部請求認容。

公序良俗違反により本件契約は無効であり、YらはXらに対して代金の返還義務を負い、XらはYらに対して検査機械の客観的価格に相当する金銭の支払義務を負う。なぜなら、検査機械はYらがXらの事務所に搬入し、「据え付け工事を行ったこと等により、その建物に付合したというべきであるから、結局、Yらは、Xらに対し、検査機械の返還を求めることはできず、不当利得に基づき、検査機械の客観的価格相当額の支払を求めることができるにとどまる」からである。

また、使用利益返還に関連する同時履行の抗弁については、「Yらは、本件各契約が無効であれば、Xらは、検査機械の使用利益についてもYらに対して返還義務を負う旨主張するが、上記使用利益と対価的な関係に立つのは、Xらが支払済みの契約代金の返還債務のうち、検査機械の客観的価格相当額に対応する部分について生ずる法定利息であると解されるところ、・・・、Xらはこれらの部分の返還及び当該部分について生ずる法定利息の支払を求めるものではないから、Xらが上記使用利益をYらに返還する義務を負うか否かにかかわらず、その義務がXらの本訴請求と牽連性を有するとはいえない。

したがって、Yらの同時履行の抗弁に係る主張は失当である。」

まず、（9）判決は、「使用利益」を運航収入から必要経費を控除することにより算出している。この必要経費がいかなる費用を指しているのか、すなわち、必要経費に含まれるのが燃料費・人件費などにとどまるのか、それともこれらの費用にXの労働力・才覚なども含まれるのかが、明らかではない。それゆえに、（9）判決が「使用利益」をいかに捉えていたかは、必ずしも明確ではないといえる。

もっとも、（9）判決は、これまでの判決のように、「使用利益」を賃料相当額から算定するのではなく、かつ、（9）判決は、船舶が約19年間使用されたにもかかわらず、「使用利益」が船舶の代金とその利息分を下回るものと捉えている。したがって、少なくとも、本体の価値減耗分は「使用利益」に含まれないとした判決と評価できよう。

つぎに、（10）判決は、検査機械の客観的価格相当額の支払を認めるにとどまっていること、また、「上記使用利益と対価的な関係に立つのは、Xらが支払済みの契約代金の返還債務のうち、検査機械の客観的価格相当額に対応する部分について生ずる法定利息である」とすることから、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含まないとした判決といえる。

以上からすると、（5）判決以降も、裁判実務において、必ずしも「使用利益」の範囲に価値減耗分を含むと解されたわけではないと評価できよう。

#### 第5款 その他の価値減耗分の賠償・返還に関する裁判例

以上でみた（1）～（10）判決の中で、価値減耗分の返還を認めるのは、（1）・（2）・（3）・（5）・（6）判決であるのに対し、この返還を認めないのは、（4）・（7）・（8）・（9）・（10）判決である。前者の判決の中でも、特に（1）・（3）・（6）判決は、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めた上で、「使用利益」の返還を命じ、結論として価値減

耗分の返還を認める。視点を変えれば、(1)・(3)・(6)判決は、価値減耗分を返還させるため、「使用利益」の範囲に敢えて価値減耗分を含めたとも考えられる。すなわち、本節第1款でみたように、“時間の経過による価値減耗が著しくない物”の「使用利益」を原則的に認めるのが判例の立場であるから、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の価値減耗分を「使用利益」の範囲に含め、この「使用利益」返還を認めることにより、価値減耗分を返還させたのである。

しかし、価値減耗分返還という結論を導くには、「使用利益」の範囲拡張という理論構成しかないのであろうか。もし「使用利益」という文言を用いずに、価値減耗分の返還を認めるとするならば、その根拠はいかに考えられるのか。

そこで、「使用利益」という文言を用いずに価値減耗分までの返還を認めた、つぎの(11)・(12)・(13)判決もみておくことにしよう。

(11) 東京控判大正 11 年 8 月 10 日法律新聞 2069 号 21 頁

**【事実の概要】** YはXから大正8年7月25日にピアノ1台を550円、さらに同年9月19日に他のピアノ1台を750円にて購入し(以下では、これら2台のピアノを本件ピアノと記す)、これらの代金は毎月5日までに20円ずつ月賦で支払い、もしYが月賦金の支払を怠った場合は、Xは直ちに売買契約を解除して本件ピアノの返還を請求できることが特約された。

Yは大正9年11月以降の月賦金の支払いを怠ったため、XはYに対して大正10年2月4日に特約に基づき契約解除の意思表示を行った上で、本件ピアノの返還と損害金を請求(Xが賠償請求した損害の内容は明らかではない)。

これに対して、Yは、Xが相当の期間を定めて催告をしなかったため、Xの解除の意思表示は無効であると抗弁した。

**【判旨】** 一部請求認容。

本件のような特約がある場合には、Yの主張する催告の必要はないから、Xの解除の意思表示は有効であり、本件契約は適法に解除されたと解すべきである。したがって、本件特約に基づきYは本件ピアノをXに返還する義務がある。

また、本件ピアノを他に賃貸する場合、1台につき1ヶ月25円の賃貸料を得られることが原審鑑定によって認められているので、Yは、解除の日の翌日大正10年2月5日以降その引渡済に至るまで、この賃貸料に相当する金額を損害金としてXに支払う義務がある。

ただし、Xが請求する大正9年11月1日以降同10年2月4日までの損害金については、単にYの月賦金支払債務の不履行があるだけであり、Yの本件ピアノの占有並びに使用権が喪失するものではない。したがって、契約解除を理由にしてその期間に本件ピアノを他に賃貸して得るはずの利益を得られなかったという損害については、請求できるものではない。

(12) 東京高判昭和53年8月7日判時903号42頁

**【事実の概要】** AはBと連帯してYから100万円を借受け、Aが代表を務めるX振出の約束手形（100万円）をYに交付した。X・A・BのいずれもYに対して債務の弁済をしなかったことから、Yは債権担保を理由にX所有の自動車（以下、本件自動車と記す）等を抑留した。抑留された当時、本件自動車の時価は、40万円であった。

そこで、Xは、Yが本件自動車を抑留し現在も不法に占有を継続していることは不法行為に該当するとして、損害賠償を請求。

**【判旨】** 一部請求認容。

「営業に使用する自動車を不法に抑留されたことによって被る損害の額は、本来、抑留期間に対応する代車の借用料相当額を基準として算定すべきであるが、抑留期間が長期にわたる等のため右基準により算定した損害額が抑留開始当時の当該自動車の時価を超えるときは、損害額は右時価の限度にとど

めるのが相当である。

本件について見ると、Xは昭和50年3月末以降当審における口頭弁論終結時まで3年有余にわたり本件自動車を抑留されたものであって、右抑留期間中Xにおいて継続的に代替車両を使用する必要があったことは、Xが前認定のとおり代替車両を購入した事実に徴して優にこれを肯定することができ、仮りにXが右代替車両の購入に代えて年間200日代車を借上げ使用したものとし、借用料を控え目に見積って一日金千円として試算しても、3年間における借用料相当額は金60万円に達することとなるので、Xに生じた損害の額は抑留開始当時の本件自動車の時価、すなわち金40万円と算定すべきである。」

(13) 最判昭和56年4月9日裁判集民事132号531頁

【事実の概要】 衣料品製造販売業者Xは会計事務を機械化するため、フランス製会計機（以下、本件機械と記す）をリースにより使用することとし、リース会社Aとリース契約を締結した。契約の内容は、期間3年、リース料毎月53万8700円（総額1939万3200円）であった。

Aは、事務機械販売業者Yから本件機械を代金1548万円で購入する契約を締結した後、YがXにこれを納入してから、Yに代金を完済した。この間において、Yは直接Xに対して、本件機械の性能を保証する損害担保契約も締結した。

ところが、本件機械は約定された性能を発揮できず、事務処理の機械化は実現できなかつた。その後、台風による浸水被害にあつて使用不能となつた。

そこで、XはYに対して、損害担保契約などを根拠に既払リース料及び未払いリース料相当の損害など合計2075万円余の支払を請求。

これに対して、Yは、XはAとのリース契約により本件機械の使用を買い切っており、この実質的価値は本件機械の代金1548万円相当であるから、

Xのリース料相当の損害からこの1548万円を損益相殺すべき、などと抗弁した。

第一審は、Yの抗弁を受け入れ、Xは本件機械の使用を買い切ることによりこの実質的価値を取得し、この価値は本件機械の代価相当額であるとして、1548万円の損益相殺を認めて519万円余を認容したにすぎなかった。

これに対して、原審は、Xはリース契約により利用権を得ているが、その実質的価値は、XがAから本件機械を借り受け、Yの協力を得て本件機械を使用し得る状態にあった期間（7ヶ月）のリース料相当額377万900円により評価すべきであり、損益相殺すべきはこの金額に限られると判示した。Y上告。

**【判旨】** 上告棄却。

「原判決は、要するに、YとX間の担保賠償契約に基づきYがXに対して賠償すべき損害のうち、XがAに支払い、又は支払を余儀なくされた本件会計機のリース料に関する損害については、その総額から、Xにおいて右会計機の引取をYに要求してその使用を中止するまでの間Yの協力を得て使用しうる状態にあった期間のリース料相当額のみを右会計機の利用によってXが取得した利益として控除し、その残額をXのこうむった損害として賠償すべきものとし、右の場合、右会計機がその後水害により使用不能となった事実は、賠償額の算定に当たり考慮すべきものではなく、右の水害によって生じた会計機の価値喪失による損害はYにおいてこれを負担すべきものとしているものであるところ、原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、原審の右判断は、正当として是認することができる。」

まず、(11) 判決は、原状回復（民法545条）としての「使用利益」返還ではなく、損害賠償としての「使用利益」賠償が問題とされた判決であり、「使用利益」という文言を全く使うことなく、時間の経過による価値減耗が著しいピアノの賃料相当額に基づき損害を月々25円と算定する。この金額

が毎月支払われると約 2 年で売買代金に達することになるから、ピアノ本体の価値減耗分の賠償も認めたと見える。

つぎに、(12) 判決は、自動車の価値減耗分の賠償を認めた判決である。もっとも、(12) 判決は、賃料相当額により算定した損害額が抑留開始当時の当該自動車の時価を超えるときは、損害額はこの時価の限度にとどめることから、本体の価値を上限とすることにより、賠償額に制限を設けたものといえよう。

(13) 判決とこの原審も、「使用利益」という文言を使うことなく、使用期間中のリース料に基づいて控除額を算定していることから、本体の価値減耗分を使用者の負担としている。

また、(13) 判決の第一審は、「本件機械の使用を買い切ることによりこの実質的価値を取得し、この価値は本件機械の代価相当額である」とし、使用者が使用できなかった期間についても、使用者は利益を取得しているとする。すなわち、使用者が使用し得たか否かに関わらず、使用者が全価値減耗分を負担するとした判決といえよう<sup>(41)</sup>。

以上からすると、損害賠償などの根拠をもって価値減耗分の返還を認めることも可能であり、必ずしも「使用利益」の範囲を拡張する必要はないといえる。

## 第 6 款 小括

以上からすると、価値減耗分を二重払させるもの、価値減耗分を「使用利益」の範囲に含めるものとそうでないもの、価値減耗分の返還を認めるものとそうでないものなど、各判決の判断が一貫していない。このような問題が生じたのは、「使用利益」の範囲が未確定であるからと評価でき、このことから、本稿において「使用利益」の範囲確定に向けた検討を行う必要がある。

(41) 「使用利益」という文言を用いずに、価値減耗分の返還を否定した判決も存在するので、みておくことにしよう。

(14) 仙台高判平成9年12月18日判時1668号80頁

**【事実の概要】** リース業を営むYは訴外Aから買受けた冷凍冷蔵設備・ボイラー設備など（以下、本件物件と記す）のリース契約を訴外Bと締結した。なお、Yの従業員は、これらの契約に先立って各本件物件に他者の所有物件であることを表示する証票のないことを確認した上で、Y所有のリース物件であることを表示するアルミニウム製のシールを各本件物件に貼付した。

Xは、本件物件はXの所有であるにもかかわらず、YがBにリースしてこれを占有しXの所有権に基づく使用収益権を侵害した、YはAが本件物件を取得した契約内容などを調査すべき義務を怠った過失があるなどとして、Yに対して不法行為による損害賠償を請求。

また、Xは、YがBにリースしてリース料を得たのに対し、XはYの占有により本件物件の使用利益である賃料相当額を取得できず損失を被ったことを理由に、不当利得に基づく賃料相当額の返還を求めた。

これに対して、Yは、Xの損害賠償請求についてはYに過失なしと抗弁。Xの不当利得返還請求については、Xが主張するリース料は、ファイナンス・リース契約上の対価であり、賃料相当額の使用利益とは異なり、また、Yは善意で本件物件を占有したのであるから、民法189条1項により果実収取権を有するので、Xの不当利得返還請求権は成立しないと抗弁した。

第一審は、Yの過失を認め、Yに対してリース料相当額の賃料相当損害金を認容。Y控訴。

**【判旨】** 原判決取消し、請求棄却。

まず、不法行為による損害賠償請求について、Yは、本件物件に他者の所有権を示す証票のないことなどを確認していることなどからすると、Yの取得した物件が仮にXの所有であり、Yがこれを取得することによりXの各物件に対する使用収益を妨げたものということができたとしても、その故にYに不法行為の成立要件たる権利侵害についての過失があったということは困難である。したがって、Xの不法行為に基づく請求は理由がない。

つぎに、不当利得返還請求について、「Xは、その所有にかかる本件物件をYがリースしてリース料を取得したことが賃料相当額の不当利得に当たる旨主張する。

そこで検討すると、仮にYのリースした物件がXの所有であるとしても、Yが取得したリース料は、ファイナンス・リース契約に基づくもので、ユーザーであるB等に

対する金融の便宜を付与したことに基づき支払われるものであって、ユーザーの使用収益に対する対価ではないから、これにより直ちに賃料相当額を利得したと解することは困難である。

さらに、Yが本件物件をリース物件として占有したことにより何らかの利得を上げていたとしても、前記認定の事実によれば、YはAから各物件を購入したことにより自らが権原を有すると信じたことは明らかであり、したがって、善意の占有者として果実の収取権を有する（民法 189 条 1 項）ので、右各物件についての法定果実である賃料相当の使用収益につき、これを不当利得としてXに返還すべき義務を負うものではないから、Yの抗弁は理由がある（なお、Yが本権の訴えで敗訴したことの主張立証はない。）。

したがって、その余の点につき判断するまでもなく、不当利得返還請求権に基づく請求も理由がない。

以上によれば、Xの本訴請求はいずれも失当として棄却すべきである。

(14) 判決は、所有者が請求する賃料相当額はリース料とは異なるから、使用者は受領したリース料を返還する必要はないこと、また、賃料相当額を利得していたとしても民法 189 条 1 項に基づき返還義務を負わないことを理由に、使用者に価値減耗分の返還を認めない。

もっとも、(14) 判決は、リース料はリース契約に基づき金融の便宜を付与したことによって支払われるものであることを理由に、使用収益の対価や賃料相当額でないことを明確にしているが、リース料は使用収益の対価や賃料相当額を含んだ金額であるというリース契約上の一般的な見解からすると、この理由には疑問が残る。また、(14) 判決は、ここでの賃料相当額が価値減耗分の利益相当額を含むのかを明らかにしていない。

いずれにせよ、(14) 判決は、リース料にとどまらず、賃料相当額の返還も民法 189 条 1 項により否定していることから、価値減耗分の返還を認めなかった判決といえよう。